

食の宝庫いわて三陸フュージョン料理創造事業 委託業務

企画提案書作成要領

令和 4 年 6 月
岩 手 県

この「企画提案書作成要領」（以下「作成要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「食の宝庫いわて三陸フュージョン料理創造事業委託業務」（以下「本業務」という。）に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が企画提案書等を作成するために必要な事項を定めるものである。

参加者は、**資料1「企画コンペ実施要領」**を確認の上、本作成要領により、企画提案に必要な書類を提出するものとする。

1 これまでの取組及び現状の認識

県では、「美味えがすと三陸構想推進プロジェクト」において、「食」をテーマとした国際会議等を実施し、著名料理人やジャーナリスト等を通じて、三陸地域の「食」の魅力を生産者や風土、復興の状況等と合わせて効果的に発信してきた。その結果、国内外の料理人や生産者、関係者等のネットワークが拡大し、三陸地域へのさらなる誘客促進と販路拡大に向けて、継続した取組を求められている。

そこで、三陸の「食」の魅力を発信するイベントを開催し、「食」を軸に据えた三陸振興を図るとともに、三陸の地域経済の好循環につなげるため、この取組を地域へ波及させる必要がある。

2 企画提案書

参加者は、**資料2「業務仕様書」**を踏まえ、次の必要書類を作成し、提出するものとする。

(1) 企画提案書記載内容（様式任意）

ア 事業実施に係る企画運営調整

- ・ 事業の企画案

※ 「食」を軸に据えた三陸地域の振興に向けて、「食」のネットワークが構築され、三陸の食材の販路拡大やフードツーリズムの拡大が図られる内容を提案すること。

- ・ 招聘者及びフュージョン料理実施店舗の候補案
- ・ ツアー行程案及び連携する旅行会社候補案
- ・ 映像コンテンツ作成案

イ その他、予算の範囲内で実行でき、本事業を地域波及させるための情報発信や効果的なプロモーションの提案

ウ 実施スケジュール案

(2) 業務の監理体制（【様式2】「業務の監理体制」）

委託業務を確実に実施・履行するための組織体制（業務分担、担当者名等）、連絡体制等を詳細に示すこと。

(3) 業務実績（様式任意）

過去5年間の同種事業の受託実績又は実施実績について、該当がある場合には、概要と成果の分かる簡潔な資料を添付して提出すること。

3 費用積算内訳書

(1) 本業務の実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした**費用積算内訳書（任意様式）**を提出すること。

(2) 費用積算内訳書については、積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事

業者であるかを問わず、積算した金額の110分の100に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。

- (3) 費用積算内訳書は、企画提案書とは別冊で作成すること。なお、様式は任意とするが、岩手県知事 達増拓也あてに、参加者の商号又は名称及び代表者職氏名を記載し、社印及び代表者印を押印の上、提出すること。
- (4) 見積書には、値引き及び事実上値引きと認められる趣旨の記載を行わないこと。

4 企画提案書等の提出部数

- (1) 企画提案書 6部（正本1部、副本5部）
- (2) 業務の監理体制 6部（正本1部、副本5部）
- (3) 業務実績 6部（正本1部、副本5部）
- (4) 費用積算内訳書 6部（正本1部、副本5部）

5 その他留意事項

- (1) 提案は全て、企画提案書に記載すること。
- (2) 参加者は、複数の提案を行うことはできないものとする。
- (3) 企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。
- (4) 実現可能な提案を提出すること。実施にあたって、不確定要素や県・関係機関等の協力要件がある場合は、具体的かつ明確にその内容を示すこと。
- (5) ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。
- (6) 企画提案書はA4版とし、長辺を綴じること。なお縦使い・横使いの指定はしない。

【様式2】

業 務 の 監 理 体 制

業務(分担)名	会社名等	担当者名	勤務地	専任・兼任の別	業務経験年数	過去の実績(過去に業務実績のある事業名等を記入のこと。)

- [注意事項]
- ・委託業務全般に係る業務実施体制を記載すること。
 - ・責任者及び県との連絡担当者を明示すること。